

国際課税委員会（第82回）の概要

文責 森信茂樹

15年1月19日の国際課税委員会は、財務省主税局より、「平成27年度税制改革—国際課税」についてご説明いただき、議論を行いました。資料は別添です。

説明の概要は以下の通り。

- 27年度改正は、BEPS 行動計画に沿った改正がメイン。
- 税制改正大綱でも国際課税が一項目立てられた。今後とも BEPS の議論は続いていく。
- 行動1の電子商取引課税関連では、海外からの電子商取引について適切な課税を行うこととした。そのため、役務の提供を受ける者の所在地で課税する原則に変更する必要がある。事業者向けにはリバースチャージ方式、消費者向けには国外事業者に登録をさせ申告納税を行わせる。
- 行動2のハイブリッドミスマッチの無効化は、外国子会社配当益金不算入制度の見直しとして行う。
- 行動6の租税条約の乱用防止については、出国時特例を導入することで対応する。
- タックスヘイブン対策税について、トリガー税率の変更などの改正を行う。必ずしも英国対応というわけではない。

(以後、略)

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。